



埼玉県報

第 3027 号
平成 30 年(2018 年)
8 月 10 日
金曜日

目次

訓令

- 埼玉県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令（農業支援課）

告示

- 川島町土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分（建設管理課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 東松山都市計画事業市の川特定土地区画整理事業の換地処分の公告（市街地整備課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 建築士免許の取消し（建築安全課）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 平成 30 年度第 2 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）

訓 令

埼玉県訓令第八号

農 林 部

農林振興センター

埼玉県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

埼玉県農業共済組合検査規程（昭和四十三年埼玉県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第四百十二条の二から第四百十二条の四まで」を「第二百九条」に改める。

第二条中「以下同じ。」を削り、「より、」の下に「法第二条第一項に規定する農業共済事業における」を加え、「と農業災害補償制度の健全な発展」を削る。

第九条第二項を次のように改める。

2 法第二百九条第四項の身分を示す証明書の様式は、様式第一号のとおりとする。

第十条中「前条第二項の身分証明書及び」を「様式第二号の」に、「提示して、検査を行う旨を告げるものとする」を「提示しなければならない」に改める。

第十六条第五項中「第四百十二条の四」を「第二百九条第三項」に改める。

第十七条中「組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは諸規程に違反する疑い又は健全な事業の運営を確保し得ない事由があり、その疑い又は事由が組合及び農業共済組合連合会の双方に関係するものと知事が認める場合その他」を削る。

様式第一号（表）中「農業災害補償法第142条の2から第142条の4まで」を「農業保険法第209条」に、「写真および付」を「写 真」に改め、同様式（裏）中「当該組合の責任者に対し」を「請求があつたときは」に改める。
様式第二号中「（第9条関係）」を「（第10条関係）」に、「農業災害補償法第142条の」を「農業保険法第209条第 項」に、「 農業共済組合」を「埼玉県農業共済組合」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第八百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、川島町土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	飯 島 和 夫	埼玉県比企郡川島町大字上伊草千三百七十八番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	高 田 康 男	埼玉県比企郡川島町大字虫塚二百五十五番地一

告 示

埼玉県告示第八百八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間市大字寺竹字東桂一二〇四の二・一二〇四の四・一二〇四の六（以上三筆について次の図の示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び入間市役所に備えおいて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第八百八十六号 取消し

(この告示は、平成三十年埼玉県告示第九百二十六号により取り消された。)

告 示

埼玉県告示第八百八十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成三十年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一七―四十一―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市新堀字北原九百五十二番十一 外九筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 三千七十四・八二六立方メートル

告 示

埼玉県告示第八百八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定により東松山市市の川特定土地区画整理組合から東松山都市計画事業市の川特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第八百八十九号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成三十年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成三十年八月六日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

田畑 亜紀子

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第二八五三七号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県告示第八百九十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成三十年八月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 免許の取消しをした年月日

平成三十年八月六日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

坂本 正男

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第二三七九〇号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成三十年八月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

第一〇四号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
平成三十年八月 十日	指定の年月日
埼玉県東松山市大字高坂字老番町 七百六十七番二の先、 七百六十七番二の先、 七百六十七番九の一部、 七百六十六番一の一部、 七百六十六番一の先、 七百六十七番四の一部、 七百六十七番四の先、 七百六十七番八の一部、 七百六十五番一の一部、 七百六十五番一の先、 七百六十四番一の一部、 七百六十四番一の先、 七百六十三番の先、 七百六十三番の一部	指定に係る道路の位置
百二十二・四五メートル	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
四・〇〇メートル	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

		指定番号
		指定に係る道路の種類
		指定の年月日
<p>埼玉県東松山市大字高坂字老番町 七百六十七番七の一部、 七百六十七番七の先、</p>	<p>埼玉県東松山市大字高坂字老番町 八百番三の一部、 八百番三の先、 八百一の一の一部、 八百一の一の先、 七百九十八番五の一部、 七百九十八番五の先、 八百番一の先、 八百番一の一部</p>	<p>指定に係る道路の位置</p>
<p>八十六・八一メートル</p>	<p>六十九・九九メートル</p>	<p>指定に係る道路の延長 (単位メートル)</p>
<p>五・〇〇メートル</p>	<p>四・〇〇メートル</p>	<p>指定に係る道路の幅員 (単位メートル)</p>

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
七百六十七番八の先、 七百六十七番八の先、 七百六十七番二の先、 七百六十七番二の先、 七百六十七番九の先、 七百六十七番九の先、 七百六十七番四の先、 七百六十七番四の先、 七百六十三番の先、 七百六十三番の先、 七百六十八番三の先、 七百六十八番三の先、 七百六十八番五の先、 七百六十八番五の先、 七百六十八番一の先、 七百六十八番一の先、	指定に係る道路の位置
	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

		指定番号
		指定に係る道路の種類
		指定の年月日
<p>埼玉県東松山市大字高坂字式番町 九百五十八番一の一部、 千三百八十二番四の一部、 千三百八十三番四の一部、 千三百八十三番四の先、 千四百十四番四の一部、 千四百十四番五の一部、 千四百十四番五の先、 埼玉県東松山市大字高坂字壱番町 八百五番の一部、</p>	<p>七百六十七番三の一部、 七百六十七番三の先、 七百六十二番の先、 七百六十二番の一部</p>	指定に係る道路の位置
	<p>百四十九・四三メートル</p>	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
	<p>五・〇〇メートル</p>	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
<p>埼玉県東松山市大字高坂字老番町 八百四番の一部、 八百四番の先、 八百番三の一部、 八百番三の先、 八百番二の一部、</p>	<p>指定に係る道路の位置 八百六番の一部、 八百七番の一部、 八百十番七の一部、 八百十番三の一部、 八百十一番一の一部、 八百十一番四の一部、 八百十一番二の一部、 八百十一番六の一部、 八百十一番三の一部</p>
<p>百二十八・二六メートル</p>	<p>指定に係る道路の延長 (単位メートル)</p>
<p>六・〇〇メートル</p>	<p>指定に係る道路の幅員 (単位メートル)</p>

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
八百番二の先、 八百番四、 八百番四の先、 八百番五の一部、 八百七番の一部、 八百七番の先、 八百十番一の一部、 八百十番一の先、 八百十番六の一部、 八百十番六の先、 八百十番四の一部、 八百十番四の先、 八百十番五の一部、 八百十番五の先、 八百十番二の一部、 八百十番二の先、	指定に係る道路の位置
	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
千四百十九番一の先、 千四百十九番一の先、 八百十三番三の先、 八百十三番三の一部、 八百十三番一の先、 八百十三番一の一部、 八百十一番五の先、 八百十一番五の一部、 八百十一番二の先、 八百十一番二の一部、 八百十一番三の先、 八百十一番三の一部、 八百十一番四の先、 八百十一番四の一部、 八百十一番一の先、 八百十一番一の一部、	指定に係る道路の位置
	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

		指定番号
		指定に係る道路の種類
		指定の年月日
埼玉県東松山市大字高坂字老番町 七百九十八番六の一部、	埼玉県東松山市大字高坂字老番町 七百九十九番一の一部、 七百九十九番一の先、 七百九十八番五の一部、 七百九十八番五の先、 七百九十八番一の一部、 七百九十八番二の一部、 七百九十八番三の一部、 八百三番一の一部、 八百三番一の先、 八百二番一の一部、 八百三番二の一部	指定に係る道路の位置
ル 三十・二五メートル	トル 九十五・五一メートル	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇メートル	六・〇〇メートル	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

	指定番号	
	指定に係る道路の種類	
	指定の年月日	
<p style="text-align: center;">埼玉県東松山市大字高坂字老番町</p> <p>七百六十七番六の一部、 七百六十七番六の先、 七百六十七番七の一部、 七百六十八番二の一部、 七百六十八番二の先、 七百六十八番三の一部、 七百六十八番四の一部、 七百六十九番五の一部、 七百六十九番四、</p>	<p>七百九十八番六の先、 七百九十九番二の一部、 七百九十九番二の先、 七百九十九番一の先、 七百九十九番一の一部</p>	指定に係る道路の位置
トル	六十四・五八メートル	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
ル	十二・〇〇メートル	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

	指定番号
	指定に係る道路の種類
	指定の年月日
<p>七百六十九番四の先、 七百六十九番三の一部、 七百六十九番三の先、 七百七十番一の一部、 七百七十番一の先、 七百七十番三の一部、 七百七十番三の先、 八百十三番一の一部、 八百十三番二の一部、 八百十三番二の先、 八百十三番三の一部、 八百十三番三の先、 千四百十九番一の一部、 千四百十九番一の先、 千四百十九番二、 千四百十九番二の先、</p>	指定に係る道路の位置
	指定に係る道路の延長 (単位メートル)
	指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

	指定番号
	道路の種類の指定に係る
	指定の年月日
七百九十九番三の一部、 七百九十九番二の一部、 七百九十九番二の先、 七百九十九番一の一部、 七百九十八番十二の一部、 七百九十八番十二の先、 七百九十八番六の先、 七百九十八番六の一部	指定に係る道路の位置
	道路の延長の指定に係る (単位メートル)
	道路の幅員の指定に係る (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年八月十日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成三十年三月二十六日

指令川建セ第二九〇〇四二〇号

二 検査済証番号

平成三十年八月七日

川建セ第三〇〇〇四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字西和田字樽沢五百六番一の一部、五百六番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字西和田五百七番地

川口 京子

告 示

埼玉県公安委員会告示第145号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成30年8月10日

埼玉県公安委員会委員長 松 本 輝 夫

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成30年9月11日（火）

イ 技能審査

平成30年9月15日（土）及び10月2日（火）から10月5日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

平成30年10月9日（火）から10月12日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成30年8月10日（金）から8月24日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）